

予防接種の受け忘れはありませんか？
 計画的に予防接種を受けましょう！！

三次市予防接種事業のご案内

令和7年4月改定

予防接種名			対象年齢	標準的な接種期間		接種方法・回数など	備考			
定期	ロタウイルス	ロタリックス（1価）	生後6週～24週0日まで	初回：生後2か月～14週6日まで		1回目の接種後27日以上の間隔を おいて2回目を接種（経口）	・ワクチンは2種類あり、それぞれで接種回数が異なります。 ・必ず1回目と同じワクチンを接種してください。 ・接種券は2種類あります。 接種されない種類の接種券は廃棄し、利用しないでください。			
		ロタテック（5価）	生後6週～32週0日まで			1回目の接種後27日以上の間隔で2回目、3回目を接種（経口）				
	小児用肺炎球菌（15価）		生後2か月～5歳未満	初回	生後2か月～7か月未満	接種開始年齢により異なります ・生後2か月～7か月未満 初回3回、追加1回（皮下）	・初回接種：標準的には1歳までに27日以上の間隔で3回 ・追加接種：1歳～1歳3か月を標準的な接種期間として、初回接種終了後60日以上おいて1歳以降に1回接種			
				追加	1歳～1歳3か月					
								・生後7か月～12か月未満 初回2回、追加1回（皮下）	・初回接種：標準的には1歳までに27日以上の間隔で2回 ・追加接種：1歳以降に初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回接種	
								・1歳～2歳未満：2回（皮下） ・2歳～5歳未満：1回（皮下）		60日以上の間隔をおいて2回 1回接種
	B型肝炎		生後2か月～12か月未満	生後2か月～9か月未満		1回目の接種の後、27日以上の間隔をおいて2回目を接種（皮下） 3回目は1回目の接種から139日以上の間隔をおいて1回（皮下）				
	BCG		生後1歳未満	生後5か月～8か月未満		1回（経皮）		・接種後、10日以内に接種部位がひどく赤くはれたり、化膿する場合は、かかりつけの医師へご相談ください。		
	（5種混合） ジフテリア 百日咳・破傷風 急性灰白髄炎（ポリオ） ヒブ感染症		1期初回： 生後2～90か月未満	生後2か月～7か月		20日から56日までの間隔をあけて3回（皮下又は筋肉内）				
			1期追加： 生後3～90か月未満	1期初回終了後12か月～18か月		初回3回目終了後6か月から18か月までの間隔をおいて1回（皮下又は筋肉内）				
	麻しん 風しん		1期： 生後12か月～24か月未満			1回（皮下）	・1歳になったらできるだけ早めに受けましょう。 ・2期は小学校就学前の3月31日までです。			
			2期： 小学校就学前1年間			1回（皮下）				
	水痘（みずぼうそう）		1回目： 生後12か月～36か月未満	生後12か月～15か月		2回目は、1回目を終了後3か月以上、標準的には6～12か月までの間隔をおいて1回（皮下）	・1歳になったらできるだけ早めに受けましょう。			
			2回目： 生後12か月～36か月未満	1回目終了後6か月～12か月までの間隔						
	日本脳炎		1期初回： 生後6か月～90か月未満	3歳～4歳		6日以上、標準的には6日から28日の間隔で2回（皮下）				
			1期追加： 生後6か月～90か月未満	4歳～5歳		初回を終了後6か月以上、標準的には概ね1年の間隔をおいて1回（皮下）				
			2期：9歳～13歳未満	9歳～10歳（小学4年生）		1回（皮下）				
	（2種混合） ジフテリア・破傷風		2期：11歳～13歳未満	11歳～12歳（小学6年生）		1回（皮下）				
	子宮頸がん予防 （ヒトパピローマウイルス感染症）		小学校6年生～ 高校1年生相当の女子	中学校1年生女子		6か月間に3回接種 ワクチンは3種類あり、それぞれ接種間隔が異なります。				
任意	（三次市任意予防接種助成） * 三次市内委託医療機関のみで実施 おたふくかぜ		1歳～小学校就学前の 3月31日まで		三次市接種費用助成回数 1回（皮下）		・接種希望の方は、健康推進課または各支所で、ワクチン接種費用助成受診券の交付申請をしてください。 * 申請に必要な物：母子健康手帳 ・三次市では 1回 を助成してます			

【注意事項】

◎予防接種を受ける際は、説明書をお読みに
なり、ご理解いただき接種してください。
接種スケジュール等は、かかりつけ医と相談
してください。

◎予防接種は法律等により対象年齢、接種方法が
定められています。定められた対象年齢、
接種回数、接種間隔でない場合、特例を除き
費用が自己負担となります。また健康被害が
発生した際、予防接種法に基づく
救済を受けられない可能性もあります。

◎予防接種はかかりつけの医療機関で受けてく
ださい。医療機関で接種するときは予防接種券
が必要です。
予防接種が受けられる医療機関は別紙委託医療
機関一覧でご確認ください。
（市外の医療機関での接種を希望される場合は
事前にご連絡ください。）

◎異なる種類の予防接種を受けるときには、次の
期間をあけてください。
○注射生ワクチン（麻しん風しん・BCG・水痘・
おたふく風邪など）の接種から注射生ワクチンへ
の接種は **27日以上**。

◎次の状態のときには受けることができません。
○発熱（概ね37度5分以上）があるとき
○重篤な急性疾患にかかっているとき
○予防接種によって急激なアレルギーを起こした
ことがある人
○医師が不適当と判断したとき

◎ 予防接種を受けるときは、母子健康手帳・予
防接種券・予診票を提出してください。予診
票は、実施する医療機関または健康推進課、
各支所で配布しています。

【注意事項】
 ◎予防接種を受ける際は、説明書をお読みに
 なり、ご理解いただき接種してください。
 接種スケジュール等は、かかりつけ医と相談
 してください。

◎予防接種は法律等により対象年齢、接種方法が
 定められています。定められた対象年齢、
 接種回数、接種間隔でない場合、特例を除き
 費用が自己負担となります。また健康被害が
 発生した際、予防接種法に基づく
 救済を受けられない可能性もあります。

◎予防接種はかかりつけの医療機関で受けてく
 ださい。医療機関で接種するときは予防接種券
 が必要です。
 予防接種が受けられる医療機関は別紙委託医療
 機関一覧でご確認ください。
 （市外の医療機関での接種を希望される場合は
 事前にご連絡ください。）

◎異なる種類の予防接種を受けるときには、次の
 期間をあけてください。
 ○注射生ワクチン（麻しん風しん・BCG・水痘・
 おたふく風邪など）の接種から注射生ワクチンへ
 の接種は **27日以上**。

◎次の状態のときには受けることができません。
 ○発熱（概ね37度5分以上）があるとき
 ○重篤な急性疾患にかかっているとき
 ○予防接種によって急激なアレルギーを起こした
 ことがある人
 ○医師が不適当と判断したとき

◎ 予防接種を受けるときは、母子健康手帳・予
 防接種券・予診票を提出してください。予診
 票は、実施する医療機関または健康推進課、
 各支所で配布しています。

＜お問い合わせ＞
 三次市福祉保健部 健康推進課
 三次市十日市中二丁目8番1号
 電話：0824-62-6232